

（午後1時00分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番15、8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）改めまして、こんにちは。お昼からの1番です。あと2人ですのでよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、1項目め、公民館についてです。

公民館、この場合、地区公民館なんですが、市内に8館あり、だいたい中学校区に1館となっています。館独自の事業、サークル活動など利用者も多く、市民にとってなくてはならないものです。

まず一点目、公民館の役割について、どのように位置づけていますか。

二点目、高齢化が進む中、さらに利用しやすいように小学校区に1館、必要ではありませんか。

2項目めに行きます。

職員について、数・待遇などです。

きのうも正職員のモチベーションの問題が出ていましたけれども、どちらかといえば非正規職員の問題です。非正規の労働者が増え、労働者の平均賃金を引き下げる要因となっています。市役所でも非正規の職員が多数おられます。人口減少を少しでも抑え、若者定住を進めることに逆行しているのではないかとこの問題意識から質問を行います。

一点目、正規、非正規の人数と割合。

二点目、臨時職員の年齢構成、勤続3年以

上の人数。

三点目、嘱託・臨時職員の賃金は低過ぎる、本当は上げるべきだとお考えではありませんか。

以上です。

○議長（中本正人君）8番 阪本君の質問項目1、公民館に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）一点目の公民館の役割についてどのように位置づけていますかとのおただしについてお答えします。

公民館は、社会教育法の趣旨に基づき、地域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。橋本市では、中央公民館をはじめ8箇所の地区公民館において、定期講座の開設や講習会等の開催のほか、図書や資料をそろえて利用を図り、地域の皆さんの集会や公共的利用に施設を供するための活動を行っています。

また、公民館は、地域の学習拠点や家庭教育支援拠点及び災害時の避難場所の防災活動拠点としての役割も担っており、地域社会と連携してボランティアなどの奉仕活動を推進していく上でも非常に重要な位置づけとなっています。このことから、今後予想される少子高齢化の加速により、地域コミュニティの必要性が高まりを見せることから、より一層地域の実情に応じ、住民の皆さまの意向を適切に反映した公民館の運営に取り組んでいきます。

次に、二点目の高齢化が進む中、さらに利用しやすいように小学校区に1館必要ではないかのおただしについてですが、公民館は、社会教育法の規定により文部科学大臣が定める基準に基づき、市町村が設置することとなっています。この文部科学大臣が定める基準では、「市町村は、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育団体の活動状況等を勘案して公民館の対象区域を定めるものとする」とされており、本市におきましてはこの基準に基づき、橋本市公民館設置及び管理条例を制定し、現在の中学校区単位を中心とした設置となっています。

議員ご指摘のとおり、高齢者の利便性等を考慮しますと、より細分化された小学校区単位での設置が好ましいことは十分に理解しています。しかしながら、現在、中央公民館をはじめとする市内8箇所の地区公民館を小学校区単位で設置することになると、15箇所の地区公民館が必要となり、建設費の増大はもとより、今後の人口減少に反して公共施設が増加し、ひいては市財政を大きく圧迫することにもなります。

また、公民館はその運営上、社会教育認定団体や地域のサークル活動に対し使用料を免除していることから、実質的に使用料収入で公民館施設の維持管理を賄うことが非常に困難な状況にあります。

今後、公民館の整備にあたっては、現在策定中の公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に行ってまいります。

○議長（中本正人君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）では、再質問を行います。

まず、再度確認をしたいと思うんですけれども、今、公民館の役割についてどのように

位置づけられていますかということで、社会教育法の第20条と第22条に書かれていることでご説明がありました。学習拠点、また防災拠点、また地域コミュニティの形成にも非常に重要なものであると。つまり、公民館というのが学びを通して仲間づくりをし、地域の暮らしや文化を豊かに育んでいくための地域づくりの拠点施設であるというふうに位置づけられると思うんですけれども、それで間違いありませんでしょうか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）今、議員がおっしゃったとおりであると私も思っています。そして、現在、先ほども答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、少子高齢化が進む中、こういう形で、特に、地域での生活課題というのが、地域における生活課題がどんどん増えてきていることも現状です。その課題に応じていくのが地区公民館の役割であると思っています。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）その中で、現在地区公民館は8館あるんですけれども、実際にどの公民館でもサークル活動も盛んですし、また、公民館だよりも各館で出されていて、その中で館の独自の行事であるとか、講習であるとか、いろいろ案内もしていただいています。また、夏休みには、子ども向けのいろいろな行事なんかも行われていて、本当に地域の中で果たしている役割は大きいと思うんですけれども、その中でも、やっぱり館長をはじめ職員の皆さんの頑張りといいますか、果たす役割が本当に大きいんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）基本的に各館3名の職員、隅田のほうは4名になっていますし、高野口はもう少し人数がおりますけれども、社

会教育に果たす役割というのは非常に大きいものがあると思います。やはり、教育もそうなんです、まさに公民館も人なりであると思っています。だから、職員のやる気、そして、地域とともにどういう地域をつくっていくのかという、そういうビジョンを持った取り組みというのは非常に重要であると思っていますし、公民館自身、まさに、公民館を貸せばいいという貸館業務ではなくて、社会教育の中の住民の学びの場であるという、そういう認識のもとで職員は取り組んでいると、そのように考えています。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）ありがとうございます。

2番に移っていくんですけども、そういう中で、先ほど、これからの少子高齢化も考えたときに、より身近なところ、小学校単位は好ましいけれども難しいというお話もされました。でも、本当にこれからのことを考えれば、身近なところにあって、そこでそれぞれの地域の課題についても話し合われるような、そういう公民館が必要ではないかと思うんです。

特に、橋本市の公共施設等総合管理計画の策定にあたりというのを、シンポジウムの際にいただいたんですけども、この中で住民基本台帳による各地区公民館ごとの人口の推計というのが出ているわけなんです。その中で、特に、すぐに小学校区全部というのは難しいとは思いますが、紀見地区公民館というのは、城山小学校区、境原小学校区、紀見小学校区と三つの小学校区にわたって、先ほどの図でいえば、人口も今現在でも、この8館の区域のうち2番目に多いというふうになっております。しかも、紀見地区公民館の区域でいえば、30年後もあまり人口が変わらない、横ばい、ものすごく減少する地域もあるんですけども、この地域に関しては

横ばいというふうな状況に予想がされていません。

なおかつ、今、学文路地区公民館は建て替えが決まっていますけれども、紀見地区公民館も老朽化しておりますし、耐震化の問題もあって、これから建て替えをどうするかということが出てくるのではないかなと思うんですけども、そのときに少なくとも現在の城山小学校区に1館、また、紀見小学校区にもう一館というふうに、地域的にも必要になってくるのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）まず、一つ目、公民館につきましては、これから非常に大切な課題であるし、公民館の機能というのは非常にこれからの地域住民の生きがいといいますか、橋本市の住む人々の、やはり、夢とか希望とか、それから、生きがいを育む場所であると、そのように思っています。

それと同時に、先日よりお話がありましたように、財政の問題もございます。そういう中で、これからどう公民館をつくっていくかという課題が出てくると思います。当然、公共施設等総合管理計画にのった上での課題になろうかと思っています。

一つは、既存設備の活用というのも視野に入れる時代がやって来ているのではないかなというのが一点、思うことです。ただ、紀見地区公民館につきましては、議員ご指摘のとおり、エリアが非常に広うございます。例えば、紀ノ光台は隅田地区公民館と共用でありますし、それから、みゆき台、さつき台は橋本地区公民館と一緒にしていると。今、区割り検討委員会を開催して、区割りを検討しているところですが、紀見地区公民館の存在で、区割りが随分、変わってくる可能性もございます。

それから、公民館報の配布数でいいますと、やはり、高野口地区公民館の次に紀見地区公民館が多く、4,800件ほどの公民館報を配布しているところです。そういう意味で、まさに老朽化の問題もごございますし、昭和56年の建物です。地域の方々からもさまざまな要望を聞かせていただいています。一度建てたら、なかなか次は建てられませんので、慎重に協議をしながら、紀見公民館については考えていきたいと、このように考えています。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今、教育長も言われましたけれども、今後の公共施設については、既存設備の活用も視野にとおっしゃいましたけれども、それも大事だと思うんです。2箇所にと、私が言いましたけれども、今ある公民館と同じものを2箇所建てるということもあります。そうではなくて、今あるものも使うなり、これからつくるものと複合にするなり、いろいろな考え方はあると思うんです。

ただ、位置によって区割りが変わってくるというふうにおっしゃいましたけれども、できればさっきも言いましたけども、高野口の地区公民館は、さっきの表ですけども、平成26年は1万3,717人、今のところ、この平成26年では人口が一番多いんです。平成56年には8,396人というふうになると。でも、紀見地区公民館の範囲では、平成26年は1万2,952人、平成56年、30年後は、1万1,077人と、あまりほかの地域に比べたら、本当に横ばいという状況の中で、これからのことを考えても、2箇所は必要になってくるのではないかなと考えるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）教育長。

○教育長（小林俊治君）私たちも、平木市長も交えて、紀見地区公民館のありようというのを真剣に協議しています。やはり、国道を

挟んで2箇所というのが理想的であると思っています。ただ、先ほども言いましたように、財政上の課題というのもございますので、その部分をどうクリアしていけるか、検討を真剣にしていきたいと思っています。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）どちらかといえば、紀見地域というのは、既存の施設でいえば、公共施設って少ないと思うんです。中学校、小学校、幼稚園、保育園とかはありますけれども、それ以外でいえば、ないことはないんですよ。ないことはないけれども、ほかの地域に比べて少ないのではないかなというふうに思いますし、ぜひ、返事は無理としても、国道を挟んで2箇所が理想的というふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひ、その方向で検討をよろしくお願いいたします。

2番目に移ります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、職員の人数・待遇に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）職員についてのご質問にお答えします。

まず、一点目の本市の正規職員、非正規職員の人数と割合ですが、本年4月1日時点における市民病院部局を除く職員数として、正規職員数が578名、嘱託職員172名、臨時職員241名で、職員総数は991名です。なお、この臨時職員の中には、保育園の早朝・延長対応のパート職員や小・中学校の非常勤講師も含まれ、正規職員と同様のフルタイム勤務の臨時職員が150名、パートタイム職員が91名です。

割合で見ますと、正規職員が58.3%、嘱託職員が17.4%、臨時職員が24.3%です。なお、パートタイム職員の割合は、9.2%となっています。

二つ目の臨時職員の年齢構成ですが、20歳

代が43名、30歳代が32名、40歳代が66名、50歳代が70名、60歳以上が30名です。

また、3年以上雇用の臨時職員数は、保育士などの専門職やパート職員が主で、105名となっています。

最後に、嘱託・臨時職員の賃金を引き上げるべきではとのおたただしですが、この嘱託・臨時職員の賃金見直しについては、昨年度において、人事院勧告に基づく正規職員の給与改訂があり、嘱託・臨時職員の割増賃金を含め増額の見直しを行ったところです。

なお、この嘱託・臨時職員の賃金については、橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例第3条第2項において、正規職員との均衡、他の自治体の嘱託職員等の賃金及び民間事業の従事者の給与等、その他事情を考慮して決定するとしており、本市の財政事情もあります。正規職員の給与等の改正があれば、嘱託・臨時職員の改正についても検討事項と認識しています。

○議長（中本正人君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）ありがとうございます。

まず、1番の正規、非正規の人数と割合というところでなんですけれども、そもそも先ほど言われた橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例を見ますと、定義がありまして、一般職非常勤嘱託職員と臨時的任用職員というふうに二つ定義があります。この一般職非常勤嘱託職員の定義を読みますと、「地方公務員法第2条第1項第1号に規定する職員以外のものをいう」。それで、地方公務員法第17条第1項を読んでみますと、「職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる」と。だから、欠員が生じた場合に、任命され

た方と。その方のうち、地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号に規定する職員以外のもの。この地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号を見ましたら、「職員常時勤務に服することを要する地方公務員をいう」と。ずっと法律をたどっていきましたら、早い話がわけがわからなくなったわけなんです。それで、これでいったら、フルタイム以外の人という意味なのか、実際に橋本市の場合、嘱託職員は先ほども172名いらっしゃるんですけども、実際にはどういうふうな規定、定義といたしますか、されているんでしょうか。

まず、よろしくお願いします。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）嘱託職員につきましては、一定期間内に多量の事務処理を必要とする場合、それから、専門的知識または専門的スキルを必要とする業務が生じた場合、それから、専門的知識または専門的スキルを必要とし、一般職の職員の配置が困難である場合、その業務の必要性に応じて、公募によりまして採用をさせていただいているところでございます。

それから、臨時職員につきましては、職員の長期の病気休暇、それから、出産休暇、育児休暇により欠員となる場合、それから、季節的、臨時的業務、または緊急を要する業務で、特に必要な場合など、行政事務を円滑に行う必要がある場合に、これも嘱託職員と同様、公募により採用をさせていただいております。

これが一応、採用する嘱託・臨時職員の定義でございます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）そうしましたら、先ほど、勤続3年以上の臨時職員は保育士を中心に105名おられるということで、この中には嘱託も臨時も含まれているのではないかと思う

んですけれども、臨時で雇用されている保育士の中にも、かなりの年数、雇用されている方もいらっしゃるのではないかとと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）議員おただしのおり、3年以上雇用している嘱託・臨時の方には、専門職、保育士でありますとか、その他専門職の方について、3年以上雇用されている方がほとんどでございます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）そのときに、先ほど年齢構成も教えていただきましたら、20代が43人、30代が32人ということで、若い方も結構いらっしゃいます。その中で、条例施行規則とかで、だいたいいくらからいくらまでとかという賃金の範囲が決められているんですけれども、その中で、実際に嘱託・臨時の職員の皆さんとお話をしましたら、若干、職種によって違うみたいではあるんですけれども、1年目も、5年たっても、10年たっても、結局、同じ賃金であると。その辺が、去年は確かに引き上げられたかもしれないんですけども、その辺が結局、頑張ろうという気がなくなるというか、なくなるとまでは言わないまでも、何年たっても新しく入ってきた人と同じというところが、意欲を失わせると、そういうお話を聞きました。

それで、ほかの市も調べたんですけれども、紀の川市では、例えば、保育士でいいましたら、5年未満、5年から10年、10年以上で賃金に差があるんですね。なおかつ、ただ区分が、どうも市によってちょっと違うみたいなので、正確に比較ができるかどうかかわからない、ちょっと正確じゃないかもしれないんですけれども、橋本市の嘱託の保育士は、月額14万9,800円から15万5,600円というように条例の施行規則に書いてあります。紀の川市の

場合でしたら、担任を持たれている方は、5年未満で16万5,000円、もうここで少し差があるんです。

あと、海南市でいいましたら、海南市の臨時の保育士でいうと17万円と、ここでもまた差があるんです。河内長野市でいいましたら、河内長野市もちょっと区分は違うかもしれないんですけれども、早朝の保育士の業務ということで、1時間1,155円というふうに、例規集を見て、そういうふうに出てくるんです。それでいきましたら、橋本市の臨時の保育士は、2年以上は1時間890円、2年未満が1時間850円というふうに、同じような紀の川市とか海南市は、どちらかといえば、人口が近いところですが、そういうところと比べても低いですし、やっぱり働く者として、賃金が高いほうが意欲も起こるし、また、賃金の高いところに、言ってしまうと、流れてしまうというか、人口が流れていく結果にもなるのではないかとと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）他市の状況は、今、議員がおっしゃったとおりだと思います。橋本市は、保育士の場合は、経験年数2年未満、経験年数2年以上で2種類という給与体系になっておるわけでございますけれども、ちょっと他市の状況というのをちょっとつかんでいませんけど、私どものほうは、嘱託、それから、臨時職員に対してでも、割増賃金を出させていただいておりまして、ほかの市はちょっと割増賃金が出ておるんかどうかというのはわかりませんが、割増賃金も含めた年間の総収入額では、多分、他市よりも多い状況になろうかと思います。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）割り増しまではちょっとわからないので、私も何とも言えないんで

すけれども、ただ、やはり、あと若い人に定住してもらいたい、若い人に橋本市に来てもらいたいと考えたときに、どうしても賃金というのは大きな要素になると思うんです。ただでさえ、和歌山県の最低賃金は、大阪と比べたら100円以上の差があります。そういう中で、やっぱり橋本市内でも一番働く、雇用者の大きいうちのひとつになると思うんですけども、市役所というのは、その市役所が職員の賃金を下げる、給料カットしていく、また、嘱託・臨時の職員も多いし、かなりの賃金の差があるということになれば、ますます橋本市に誇りを持ってと言っても、なかなか夢がなくなるといいますか、結局は、定住促進と逆行しているのではないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）まず、最低賃金の話が出ましたけども、最低賃金につきましては、今回、10月に改正されるようで、現行715円でしたか、和歌山県は、から、731円に16円上がるということになるろうかと思えます。橋本市の臨時職員の賃金は現在6,180円で、日給が6,180円なんですけど、時給換算しますと797円ということで、それでも、改定されても、世間の最低賃金を66円上回っておるといような状況かと思えます。

それと、やっぱり若い世代が給料を多くもらえることによって、将来的に橋本市の定住促進につながっていくのではないかなというようにおただしだと思うんですけども、現在、策定中の橋本市創生総合戦略の中でも、基本的な方向として、人口減少対策、それから、地域経済の活性化ということを目指して取り組んでおるわけですけども、その基本目標の一つである、仕事をつくり安心して働けるようにする。それから、そういう観点で、本市は地場産業の振興、それから、一番積極的

に取り組んでおるのが企業誘致でございます。

企業誘致につきましては、人口抑制対策、定住促進の観点から早くから取り組んでおるわけでございますけども、もう既に30社と進出協定して、現在もう24社が既に操業しておると。その中で、橋本市の、その24社の中では、735名の雇用を生み出しております。735名のうち、市内の雇用者が417名となっております。

これから、既に、用地買収もされた企業もございまして、さらに数社が本市へ進出ということになりますと、また新たな雇用が生まれるということになりますので、橋本市の臨時職員、私どもは決して安いとは思っていませんけども、正職員と比べればかなり安いほうでございますので、やはり、高収入を得て、将来、子育てをして、そういうことで人口を増やしていただくということを考えれば、現在、進めている企業のほうに、正職員として雇用していただければ一番いいのではないかなと思っております。

橋本市の臨時職員でおっても、いつまでも、ずっと終身雇用の状況ではございませんし、契約期限が切れれば終わることになりますので、そういうことのないよう、できれば本市が進めている企業誘致している企業に正職員として就職されて、高収入を得ていただいて、それから、安定な収入をいただいて、橋本市に定住していただくことによって人口増加ということに結びつくと思っておりますので、そういうことの観点から、ぜひとも企業のほうに就職してもらえたらなと思えます。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）何といいますか、やはり、どこに就職するかということでは、多種多様なところ、多種多様な希望、若い人の希望もあると思っておりますので、なかなかそううまくマッチングはしないというふうには思うん

ですけれども、ただ、先ほど、嘱託職員の定義の中で、本来は正規ですべきところだけれども、職員としては雇用できないので嘱託なり臨時なりという話もありました。

そもそもは、もともとは、保育士にしても、全員正規であったと思うんです。かなり前からもう嘱託・臨時が導入されていますけれども。それを正職員では財政的な問題もあってできないから、嘱託・臨時という形に置きかえてきていると思うんです。そういう中で、特に保育士であれば、フルタイムで働いていれば、正職員の方と同じ、担任を持つ持たないという問題はありますけれども、同じ仕事、同じ責任を持って仕事をさせておられるわけです。その中で、かなりの賃金格差があると。なおかつ、そういう方と一緒に橋本市全体が住民サービスをできているんだというふうに考えないと、今の言い方だったらば、正職員にならないのが悪いような言い方に聞こえてしまうんです。

やっぱり、嘱託・臨時の職員の方も、市民から見れば、正職員も嘱託も臨時も区別はわからないわけですし、やっぱり一緒になって橋本市の行政サービスを進めていくんだというふうに考えていかないと、それこそ、やっていけない、嘱託・臨時の職員にとってはもうやっていけないというふう思われるのではないかなというふうに思います。

それで、それとプラス、今、この間、合併してから100人以上の職員を減らしてきているわけです。その中で、嘱託・臨時に置きかえたり、民間に置きかえたりということが行われています。先ほど、最低賃金の話をしましたけれども、その置きかえられた職場であっても、やはり賃金は守られていくべきだと思うんですけれども、そのときには、委託料なり何なりということが大きく関係してくると思うんですが、その辺はいかがでしょう

か。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）民間委託されても、今の賃金体系を守っていかなければならないという趣旨でございますか。

（「最低賃金を守る」と呼ぶ者あり）

○企画部長（北山茂樹君）最低賃金につきましては、これはもう国のほうで決められて、もちろん雇う側のほうは守っていかなければならないという義務がございますので、市であってでも民間企業であってでも、それは当然守っていかなければならないし、当然維持されていかなければならないと思っております。

○議長（中本正人君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）そうしましたら、最低賃金は守っていかなければならない、それはそのとおりです。それで、途中で変わった場合に、それが賄えるだけの委託料も払っていくというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（中本正人君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）具体的にどの職ということがちょっと言われていないのでわかりませんが、例えば、こども園に、民間委託、公設民間でやりますので、いった場合としてでも、基本的には市の現在やっていることをそのまま続けて、継承していただくというのを基本に置いていますので、その点で、こども園化になってでも、現在の水準とは変わらないと思います。

ただし、こども園になった場合に、逆に、今、臨時職員、嘱託職員で臨時的な雇用をされていてでも、こども園になることによって、新たな正規職員の枠が逆に増えてまいります。そのことによって、正職員化がされていくということになってきますので、その辺から見れば、当然、給与水準も守ってい



れるし、そのかわりに、正規職員も逆に増えていくということになろうかと思しますので、その辺、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中本正人君） 8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）私が思い描いていたのは、橋本給食センターの調理師のパート代です。そちらのほうもよろしく願いいたします。

市全体として、本当に市民が希望を持てるような市政になるように、給料問題にしても、

雇用の問題にしても、なかなか思うようには、希望するようにはいかないとは思いますが、少なくとも保育士の場合、2年未満と2年以上という二つの区切りしかないという、この辺はぜひとも改善していただきたいということを述べて終わります。

○議長（中本正人君） 8番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、1時55分まで休憩いたします。

（午後1時44分 休憩）